

大分県立工科短期大学の 授業料等減免制度

学びたい
気持ちを
応援

って知ってる？

返済の必
要なし

授業料等減免制度とは、意欲・能力のある学生が、経済的な事情により学ぶ機会を失うことのないよう、入学料や授業料を全額免除または一部減額する制度です。

授業料等減免後の学費（年額）

申請書類に基づく審査により、入学料及び授業料が全額免除または 2/3、1/3 のいずれかの減免区分に認定されます。

項目	区分	年額	減免後の学費		
			全額免除	2/3 減額	1/3 減額
入学料		102,000 円	0 円	34,000 円	68,000 円
授業料		390,000 円	0 円	130,000 円	260,000 円

※授業料は、前期と後期に区分して納付していただきます。

各期に納付していただく額は、年額の 2 分の 1 に相当する額となります。

※各期ごとに、減免認定申請が必要です。

※入学料については、入学年の前期分の申請時のみ審査対象となります。

授業料等の減免認定を受けるには、以下の (1)～(4) の全ての基準を満たす必要があります。

(1) 減免対象者の基準

(2) 学業成績に関する基準

(3) 収入に関する基準

(4) 資産に関する基準

詳しくは裏面参照

授業料等の減免認定の基準

(1) 減免対象者の基準

1 次の①～④のいずれかに該当すること。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する 特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）別表第 2 の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 出入国管理及び難民認定法別表第 2 の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると校長が認めた者

2 過去に他の公共職業能力開発施設において入学料の減免を受けた者は、入学料の減免の対象としない。

(2) 学業成績に関する基準

次の①～④のいずれかに該当すること。

- ① 高等学校等の評定平均値が 3.5 以上であること
- ② 入学試験の成績が上位 2 分の 1 以上であること
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が 確認できること

※2 年次の基準は、事務室（学生支援班）にお問い合わせください。

(3) 収入に関する基準

申請者及びその生計維持者（父母等）に係る減免算定基準額が下表のいずれかの区分に該当すること。

※減免算定基準額とは、市町村民税の所得割額を合算した額をいいます。

減免算定基準額	減免額
100 円未満	全額免除
100 円以上～ 25,600 円未満	2/3 減額
25,600 円以上～ 51,300 円未満	1/3 減額

(4) 資産に関する基準

申請者及びその生計維持者（父母等）の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

[基準額]

生計維持者が 2 人の場合：2,000 万円未満

生計維持者が 1 人の場合：1,250 万円未満

（資産とは、現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等のことをいいます。）

※申請者の家族構成等によって提出書類は異なります。

※申請に基づく審査の結果、却下となる場合があります。